

お知らせ（薬） 023
平成27年3月13日

医薬品マスターの改定について

平成26年3月5日付け厚生労働省告示第57号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の「区分番号F200の注4」の規定に基づき薬剤料逓減コードを下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

新規（変更区分「3」）

平成27年4月1日適用

医薬品 コード	医薬品名・規格名	金額 種別	金額
630010006	薬剤料逓減（60／100）（紹介率が低い大病院 30日以上投薬）	7	0.00